

佐賀県告示第二十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十二年一月十五日から平成二十二年二月十五日まで佐賀県交通政策部道路課及び神埼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年一月十五日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路		の		区域	
	区	間	変更前の別	幅員メートル	延長メートル	域
一般国道 三八五号	神崎市神埼町本堀字四本松 一六二〇番一地先から 神崎市神埼町本堀字町裏三 二六〇番一〇地先まで	神崎市神埼町本堀字四本松 一六二〇番一地先から 神崎市神埼町本堀字町裏三 二六〇番一〇地先まで	後	二九・八 七・二	一、四三三・三	
			前	二一・二 五・三		
県道 市武神埼線	神崎市神埼町本堀字雨城二 七七〇番三地先から 神崎市神埼町本堀字雨城二 七〇七番四地先まで	神崎市神埼町本堀字雨城二 七七〇番三地先から 神崎市神埼町本堀字雨城二 七〇七番四地先まで	後	一七・〇 一四・八	一六三・一	
			前	二五・〇 一三・三		